

令和3年度第1回和光市環境審議会議事録

- 日 時：令和3年12月20日（月）午前10時～正午
場 所：市役所5階503会議室
出席者：岩村沢也委員、秋葉道宏委員、佐藤太一委員、浜口武委員、野口章委員、柴田充委員、峯岸正雄委員、芳野雅廣委員
欠席者：木原洋一郎委員、田口瑛麗奈委員
事務局：伊藤市民環境部長、末永市民環境部次長兼環境課長、加藤主幹、中島
傍聴者：なし
次第：1 開会
2 委嘱書の交付
3 市民環境部長あいさつ
4 自己紹介
5 会長・副会長の選出
6 会長・副会長あいさつ
7 議題
 (1) 第3次和光市環境基本計画実行計画について
 (2) その他
8 閉会

1 開会

事務局

本日は、ご多用の中、和光市環境審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより、第1回和光市環境審議会を開会いたします。

2 委嘱書の交付

<部長より名簿順に委嘱書が交付される>

3 伊藤市民環境部長あいさつ

伊藤市民環境部長

本日は、大変お忙しい中、和光市環境審議会にご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、和光市環境審議会委員として、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本来であれば、市長がご挨拶申し上げますところですが、所用により、市長に代わり、挨拶を述べさせていただきます。

さて、本市は、首都東京に隣接し、交通利便性の高い住宅都市として発展してきておりますが、湧水・斜面林などの自然環境に恵まれており、それが本市の大きな特徴の一つとなっています。

しかしながら、宅地開発が進むにつれ、自然環境が失われつつあり、都市と自然との調和

が大きな課題になっています。

一方、地球温暖化対策等、世界が一丸となって取り組んでいかなければならない課題もあり、行政としても、今後一層の取組が求められております。

現在、本市は大変厳しい財政状況にはありますが、本市の環境をより良くしていくため、取り組んでまいります。

本審議会委員の皆様には、市の環境施策に対し、幅広い視点からご審議を賜り、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

4 自己紹介

<各委員、事務局が順に自己紹介をする>

5 会長・副会長の選出

<会長に秋葉委員、副会長に芳野委員が選出された>

6 会長・副会長のあいさつ

会長 秋葉道宏

副会長 芳野雅廣

7 議題

事務局

それでは、令和3年度第1回和光市環境審議会の議事に入りたいと思いますが、これより先の議事進行は、審議会条例第6条の規定により会長が議長を務めることとなりますので、秋葉会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

秋葉会長

それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進行するよう委員の皆様のご協力をいただきながら進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議事に入る前に、審議会の運営について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本会議の運営についてですが、和光市環境審議会条例第6条では、会議の成立要件として、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないとされております。本日は木原委員、田口委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、その他すべての委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、会議の運営に関する事項として、次の4点について、委員の皆様にも、確認をお願いしたいと思います。

まず1点目は、会議の公開・非公開に関する事項でございますが、和光市市民参加条例第12条第4項の規定に基づき、審議会は、原則、公開することとなります。

次に2点目としましては、会議録の記録方法ですが、会議録は全文記録ではなく、発言者

の氏名を明記した形での要点記録としたいと考えています。

3点目については、会議録作成についてですが、ICレコーダーによる録音をさせていただきます。会議録作成後、音声データは消去いたします。

最後に4点目としましては、会議録の確認方法ですが、会議録は事務局で作成後、各委員へメールで送付し確認いただいたのち、最終的に会長の承認を得て、公表したいと考えております。説明は以上となります。

秋葉会長

ただいま事務局から説明がありましたが、

- ①会議を公開とすること、
- ②会議録の作成方法は、発言者を明記した形での要点記録とすること、
- ③会議録作成後、音声データは消去すること、
- ④会議録の確認方法は、事務局作成後に委員各位に確認することについて、了承いただけますでしょうか。

(全員了承)

事務局からの説明のとおり、本会議を公開としますので、事務局は傍聴者を確認してください。

事務局

傍聴者はいらっしゃいません。

(1) 第3次和光市環境基本計画実行計画について

秋葉会長

それでは、議事に入ります。

議事がスムーズに進行するよう委員の皆様のご協力をいただきながら進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、「(1)第3次和光市環境基本計画実行計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

【第3次和光市環境基本計画実行計画について説明】

それでは、「第3次和光市環境基本計画実行計画について」説明いたします。

初めに、「第3次和光市環境基本計画実行計画」の元となる「第3次和光市環境基本計画」について説明いたします。

「第3次和光市環境基本計画」の冊子をご覧ください。

「第3次和光市環境基本計画」については、本年3月に策定いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の本審議会においては、第3回及び第4回の会議を書面開催で行わせていただいたことから、改めて「第3次和光市環境基本計画」の概略について説明いたします。

1 頁、「第 1 章 和光市環境基本計画の概要」をご覧ください。

第 1 章では、「計画の目的」、「本計画の策定の背景」、「計画の基本理念と市・市民・事業者の責務」等、本計画の概要を記載しております。

1 頁、「1-1. 計画の目的」をご覧ください。

「第 3 次和光市環境基本計画」は、「市の環境をより良くしていくために、市、市民、事業者がともに取り組むべきことを示し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的」としております。

3 頁、「⑤ 和光市環境基本計画」をご覧ください。

「第 1 次和光市環境基本計画」を 2003（平成 15）年 5 月に、「第 2 次和光市環境基本計画」を 2011（平成 23）年 3 月に策定し、表紙にあるとおり、「第 3 次和光市環境基本計画」を 2021（令和 3）年 3 月に策定いたしました。

5 頁、「1-7. 計画の位置付け」をご覧ください。

「第 3 次和光市環境基本計画」は、これまで個別計画として位置付けていた「和光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合して策定しております。

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、52 頁からの第 4 章で記載しております。

10 頁、「第 2 章 和光市の現状と課題」をご覧ください。

第 2 章では、「和光市の概要」、「環境の現状」、「環境に対する市民の意識」等について記載しております。

42 頁、「2-3. 環境に対する市民の意識」、「2-3-1. アンケート調査実施概要」をご覧ください。

「第 3 次和光市環境基本計画」の策定に当たり、環境に対する市民の意識を把握するため、満 18 歳以上の市民を対象とした「第 3 次和光市環境基本計画をつくるための市民アンケート」及び市内の小学 5 年生を対象とした「環境についてのアンケート」を実施いたしました。

43 頁、「2-3-2. アンケート調査結果」をご覧ください。

ここでは、アンケートの結果の概略を記載しております。

なお、アンケートの結果の詳細については、97 頁からの「資料 6. アンケート実施結果について」において記載しております。

47 頁、「第 3 章 計画の目標」をご覧ください。

第 3 章では、「望ましい環境像」、「望ましい姿の将来イメージ」及び「施策体系と重点方針」について記載しており、「第 3 次和光市環境基本計画」の中核となる部分です。

47頁、「3-1. 望ましい環境像」をご覧ください。

「第2次和光市環境基本計画改訂版」では、3つの「望ましい姿」を掲げておりましたが、「第3次和光市環境基本計画」では、新たに「望ましい姿1」として、「みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」を追加し、4つの「望ましい姿」を掲げております。

50頁をご覧ください。

4つの望ましい姿において、それぞれ方針を掲げ、それぞれの方針において施策を掲げています。

52頁、「第4章 望ましい姿1の実現に向けた方針と環境施策－地球温暖化対策実行計画（区域施策編）－」をご覧ください。

第4章では、「望ましい姿1」として、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について記載しております。

53頁の一番上の模式図をご覧ください。

地球温暖化対策は、大きく「温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための取組」である「緩和策」と「温暖化の影響に適切に対応するための取組」である「適応策」で構成されています。

58頁、「4-2. 温室効果ガス削減目標」をご覧ください。

本計画においては、「和光市の二酸化炭素排出量を2030年度までに2013年度比で30%削減」を目標としております。

61頁、「4-3-3. 削減に向けた基本施策」をご覧ください。

「温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための取組」である「緩和策」としての基本施策を記載しております。

63頁、「4-4. 温暖化の影響に適切に対応する適応策の方向性」をご覧ください。

「温暖化の影響に適切に対応するための取組」である「適応策」の方向性を記載しております。

65頁、「第5章 望ましい姿（2～4）の実現に向けた方針と環境施策」をご覧ください。

第5章では、望ましい姿2、3及び4について、それぞれの方針ごとに、「方針の考え方」、「数値目標」及び「環境施策」について記載しております。

75頁、「第6章 計画の進行管理」をご覧ください。

第6章では、「計画の進行管理」及び「計画の推進体制」について記載しております。

「第3次和光市環境基本計画」の概略の説明は、以上です。

次に、資料3「第3次和光市環境基本計画実行計画（案）」をご覧ください。

「第3次和光市環境基本計画実行計画（案）」は、先程ご説明した「第3次和光市環境基本計画」について、取組の進め方と実施の時期等を示したものです。

3頁、「望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」をご覧ください。

「望ましい姿1 みんなで地球温暖化対策に取り組むまち」については、緩和策として「第3次和光市環境基本計画」の61頁から63頁の「削減に向けた基本施策」に記載している事項、適応策として「第3次和光市環境基本計画」の63頁から64頁の「主な影響分野における温暖化に伴う適応策の方向性」に記載している事項を実行計画の内容として、「スケジュール」、「実施主体」、「関連の深いSDGsターゲット」、「担当課」を表記しております。

7頁、「望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち」をご覧ください。

「望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち」については、「第3次和光市環境基本計画」の66頁の「③ 環境施策」に記載している施策について、「実行計画内容」、「スケジュール」、「実施主体」、「関連の深いSDGsターゲット」を表記しております。

なお、「担当課」については、「第3次和光市環境基本計画」の66頁の記載と同じです。

以下、13頁、「望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち」及び「望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち」についても、それぞれ同様です。

環境基本計画実行計画については、従前の「第2次和光市環境基本計画」においても策定しておりましたが、これまでと異なる点は、「関連の深いSDGsターゲット」として、それぞれの施策において、SDGsで示されているターゲットについて、施策に関連の深いターゲットを表記しております。

SDGsのターゲットについては、「第3次和光市環境基本計画」の105頁の「資料7. 第3次和光市環境基本計画 SDGsゴールと関連ターゲットの整理」にターゲットの番号と内容を記載しております。

本案に記載している環境に関する様々な取組を通じて、SDGsへの貢献につなげてまいりたいと考えております。

環境に関する取組は、環境の形成のみならず、環境を保全し、維持していくことが必要であることから、継続して取り組んでいくことが求められます。

環境基本計画実行計画を基に、施策に取り組んでいくこととなりますが、実際の取組については、その時点での施策を取り巻く状況や実態を踏まえて取り組んでいくこととなるものと考えております。

このような状況をご理解いただき、本日は、「第3次和光市環境基本計画実行計画（案）」についてご審議いただき、内容についてご了承賜りたいと存じます。

説明は以上です。

秋葉会長

事務局から、「第3次和光市環境基本計画実行計画について」の説明がございました。内容について、ご質問やご意見がございましたら伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

柴田委員

気候変動について、3つ質問いたします。

①2030年度目標について、国の方針が変わったが、このまま維持するのか、それとも国の方針を踏まえて見直すのか。

②第3次和光市環境基本計画実行計画（案）の施策を積み上げると、二酸化炭素排出量を2030年度までに2013年度比30%削減になると試算しているのか。

③環境基本計画に載っている排出量は、環境省が公表している全国平均の係数を使われているが、これで試算しているのか。全国平均を使ってしまうと和光市が自然エネルギーを取り入れている努力は反映されないのか、計算はどのようにされているのか。

岩村委員

第3次和光市環境基本計画実行計画3頁の番号1「家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入支援」とあるが、実際に市に実施する予算があるのか。市町村に出来ることはかなり限られているのではないかと。大きなことが記載されているが、実行性があるのか。あるいは、国や県の補助金を利用しながら、実施していくのか。実際、市町村レベルで取り組むことには、かなり限りがあると思う。どのように実行性を高めていくのかというところが見えない。

教育の点では、ドイツは温暖化の原理を教えるだけではなく、実際に何をすればいいのかビジネスモデルまでつなげる。つまり、環境に良い事をして、お金儲けしようという教育を進めている。

同様に、事業者に啓蒙するだけではなく、「これをするとならビジネスになる」とモチベーションを高めていく工夫が必要なのではないか。

秋葉会長

二酸化炭素削減が26%から46%となったが、その変更はあるのか。また、実際のところ、計画を具現化するところに予算はあるのか。そのあたり、どうなのか。

事務局

柴田委員の1つ目の質問について、第3次和光市環境基本計画は令和3年3月に策定した

ものであり、当時の国及び埼玉県計画は2013年度比26%削減として計画していました。策定した当時は、その数値に少し上乗せして30%と目標を掲げたが、今年10月に国が目標値を46%と掲げた。基本的に、和光市環境基本計画の数値を直ちに変更することは、現時点では考えてない。国の考え方が変わってきたことを踏まえて、進めていく必要性はあると考えている。

2つ目の質問について、地球温暖化については、第3次和光市環境基本計画の中で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として策定しており、この計画に沿って30%削減を目指している。施策ごとに試算して、それを積み上げたものではない。

3つ目の質問について、二酸化炭素の排出量の算定は、埼玉県環境科学国際センターで公表している数値を活用しており、詳細な算定方法までは把握していない。

岩村委員からの質問について、市の財政状況は厳しく、地球温暖化対策に係る予算がほとんどない。市、市民、市の事業者、いわゆる和光市で生活を営んでいる全ての方々にご協力いただいて、初めて温暖化対策につながっていく。実態としては、地球温暖化対策を周知させていくという部分しかなく、地球温暖化対策の周知に努めて、ひとりひとりが温室効果ガスの削減に取り組んでもらえるよう努めていきたい。

また、事業所にとってビジネスとして儲かるような仕組みは、現時点ではない。

自治体の取り組みとして、LED関係の機器を設置した場合に補助をするといった仕組みがあるが、和光市では、そういった補助はしていない。

秋葉会長

国からの二酸化炭素削減目標を26%から46%にするという厳しい数値に対して、他の自治体はどうしているのか。

事務局

これから環境基本計画を策定する自治体で、国の数値を参考に数値目標を設定すると聞いている自治体はある。すでに策定済の自治体において、数値を見直す動きがあるかはわからない。

秋葉会長

二酸化炭素の排出量の試算は、埼玉県環境科学国際センターの数値を踏まえているということで、そして今後もその数値を活用していくのか。

事務局

本市に関しては、埼玉県環境科学国際センターの数値を活用している。市内の二酸化炭素排出量を算出するのは非常に難しいので、県の数値を利用している。

柴田委員

公共施設の再生エネルギー調達量は統計に反映されていると思うが、個人の再生エネルギー購入分は反映されているのか。

事務局

県の統計では、二酸化炭素排出量について、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門という形で、それぞれ部門毎に算出している。基本的には、家庭部門についても、推計値として算出している。

推計値の詳細な算定方法までは把握しておらず、個人の再生エネルギー購入分が反映されているかは把握していない。

秋葉会長

市民としては、適応策が気になるのではないかと。埼玉県では、温暖化による灼熱に関して問題視しているが、温暖化による市民の懸念材料について、実行計画には反映されているのか。市民への周知はどうしているか。

事務局

適応策については、お示しした案の番号12から番号15で考えている。

地球温暖化においては、一人一人が取り組まないと達成は困難だと承知している。市民への周知が重要で、周知の仕方を含め検討していく必要があると考えている。

秋葉委員

毎年何処かで、水害が発生しているが、水害対策については、具体的に何か実行計画にあげているのか。

今回、実行計画を審議して議論するわけだが、加筆修正することはありえるのか。

事務局

審議会の中で、加筆するべきだとあれば、修正することも可能です。

また、水害対策について具体的に何か実行計画であげているかのご質問ですが、案の番号14で示している。

岩村委員

小金井市の環境基本計画の策定に関わったことがあり、その時、市で出来る事は限られていることを実感した。市民の力というけれど、最初に立ち上げた人達が高齢化し、なかなか次の世代が入ってこない。そこは、大きな課題だと思った。

日本の環境教育は、「地球環境は危ない。だから、〇〇を減らしましょう。」と言うけれど、具体的にどの様にやったらいいのかというところまで考えられていない。実際に、環境活動をしたことで、どれだけ自分の生業になったのか、環境活動をすることで自分も得をしているというところまでいかないと、ただ、制限しましょう、～するのを止めましょうでは、難しい。

市町村が中心となって、自ら企業をおこす。例えば、和光市は大きい建物の屋根が多い。そこに、太陽光パネルを設置すれば、地球温暖化に貢献できる可能性があると思う。これを

2030年までに、どうやって加速化させるか。これを、企業へのお願いや呼びかけだけでは、なかなか動かないので、加速化させるための方法を考える。

2030年までにあと9年あるが、子供達に環境活動をすると儲かるという気にさせる工夫が必要だと思う。日本の環境対応力が弱くなっているのは、子供達が何となく環境を意識するが、行動ができてないからである。

(会議室から)和光市を見ると、大きな研究所やマンションなど広い屋根が多く、ポテンシャルが高い。また、大きな集合住宅が多いということは、土が多い。この周辺の官舎や団地などを見ると土が多い。だからこそ、雨水の浸透があり水が多いというところにも繋がる。土は、コンクリートに比べて冷やしているというポテンシャルがあるので、そういういった事をもっと訴えていく。まだ、実行計画に表現しきれていない点があるのではないか。言葉にして、それを政策あるいはビジネスに活かす方法までもっていく。各企業の技術革新に任せて、行政はただそれを使うだけではなく、促進させるような思い切った施策を考えなければいけないと思う。

芳野委員

栄東中学の高校一年生が、中学一年から環境問題に取り組んでいるが、僕たちの挑戦ということでクラブを作って自主的に活動をしている。

実行計画に環境スクールを開催するとあるが、子供達に実践的に学ぶ施策を考えてもらいたい。

実行計画を積み重ねれば30%削減を達成できるよう、ある程度の実務目標を考えていただきたい。市民に向けて、どんどん実施しなければならない。例えば、広報を利用して温室効果ガスや気候変動について、お願いするとか。

環境基本計画【概要版】は全戸配布しているのか。希望者だけなのか。この様な概要版を学校を通じて子供達や各家庭に配布したらよいのではないか。

峯岸委員

前回の環境審議会で、「気候非常事態宣言」を市長に答申しているが、その後どうなっているか。

事務局

峯岸委員の質問について、現時点では宣言するかどうかは決まっていない。

秋葉会長

これまでの施策を検証して、効果や問題点について取り纏めていただいて、今後どうするか説明いただければと思う。

野口委員

和光市の予算の内、環境の予算は全体の何%ぐらいか。

秋葉会長

財政的な面も考慮しないといけないということですかね。

ヨーロッパでは、環境をビジネスに繋げたりしているが、具体例を示していただいて、和光市で何ができるかを諮っていききたい。

第3次和光市環境基本計画実行計画について、今回は、これで了承を得るということで宜しいでしょうか。

(全員了承)

それでは、「第3次和光市環境基本計画実行計画」については、案のとおりで了承することといたします。

(2) その他について

秋葉会長

次に「(2) その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「その他」について説明いたします。

説明事項としては、令和3年度の会議の予定についてです。

令和3年度においては、2回の会議を予定しております。

次回の会議については、令和4年2月7日(月)に開催を予定しております。

内容については、「第2次和光市環境基本計画【改訂版】実施状況評価」等を予定しております。

説明は以上です。

秋葉会長

それではご質問がないようですので、これで議長の任をおろさせていただきます。

8 閉会

事務局

本日はお忙しい中、第1回和光市環境審議会に出席いただき、誠にありがとうございました。

また、長時間にわたり、様々なご意見等を賜り、感謝申し上げます。本日はこれにて閉会といたします。

どうもありがとうございました。